

事務連絡
令和4年5月25日

公益社団法人 神奈川県医師会 御中
公益社団法人 神奈川県歯科医師会 御中
公益社団法人 神奈川県薬剤師会 御中
公益社団法人 神奈川県病院協会 御中
一般社団法人 神奈川県精神科病院協会 御中
公益社団法人 神奈川県看護協会 御中

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和4年5月25日付けで厚生労働省健康課予防接種室から公布及び施行の通知がありましたので、送付いたします。

貴会会員への周知につきましてもよろしく願いいたします。

問合せ先
ワクチン接種グループ
電話 045-285-0717 (直通)

別添文書

1. 【通知】 予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について
2. 官報

健発 0525 第 1 号
令和 4 年 5 月 25 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 197 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

12 歳以上 60 歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に 3 回受けたものについて、当該予防接種を受ける努力義務の対象としないこと。

第二 施行期日

公布の日（令和 4 年 5 月 25 日）

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年五月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第九十七号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「十二歳未満の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 十二歳未満の者

二 十二歳以上六十歳未満の者であつて、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受

けたもの

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄